

外国等に対する我が国の民事裁判権
に関する法律案

逐条解説

法務省民事局参事官室

目 次

第一章 総則	1
第 1 条	1
第 2 条	2
第 3 条	5
第二章 外国等に対して裁判権が及ぶ範囲	6
第一節 免除の原則	6
第 4 条	6
第二節 裁判手続について免除されない場合	8
第 5 条	8
第 6 条	10
第 7 条	14
第 8 条	15
第 9 条	18
第 10 条	25
第 11 条	28
第 12 条	32
第 13 条	36
第 14 条	39
第 15 条	42
第 16 条	45
第三節 外国等の有する財産に対する保全処分及び民事執行の手続について免除されない場合	47
第 17 条	47
第 18 条	51
第 19 条	57
第三章 民事の裁判手続についての特例	60
第 20 条	60
第 21 条	65

第 2 2 条	68
附則		70
附則第 1 項	70
附則第 2 項	71

第一章 総則

第 1 条

(趣旨)

第一条 この法律は、外国等に対して我が国の民事裁判権（裁判権のうち刑事に係るもの以外のものをいう。第四条において同じ。）が及ぶ範囲及び外国等に係る民事の裁判手続についての特例を定めるものとする。

[趣旨]

本条は、国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約（以下、この条約について、条文を引用する場合には「条約第〇条」と、それ以外の場合には「本条約」という。）第 1 条に準拠して、本法案の適用範囲を定めるものである。

[解説]

条約第 1 条は、本条約が国及びその財産の他の国の裁判所の裁判権（the jurisdiction of the courts of another State）からの免除について適用される旨を定めており、また、本条約は刑事裁判権を除く司法手続全般を対象とすることが本条約採択時の国連総会決議において確認されている。

そこで、本条においても、本法案が、裁判権のうち、刑事に関するもの以外のものに適用されることを明らかにするとともに、本法案が第三章で規定される送達方法、欠席判決等の民事の裁判手続の特例について定めることを規定したものである。

なお、「(国際裁判) 管轄 (権)」とは、一国の裁判所が特定の事件に対して裁判することができる権限をいい、本法案における「裁判権」とは、「(国際裁判) 管轄 (権)」を前提として、なお一国の裁判所が特定の人に対して裁判をすることができる権限をいう。

第 2 条

(定義)

第二条 この法律において「外国等」とは、次に掲げるもの（以下「国等」という。）のうち、日本国及び日本国に係るものを除くものをいう。

一 国及びその政府の機関

二 連邦国家の州その他これに準ずる国の行政区画であつて、主権的な権能を行使する権限を有するもの

三 前二号に掲げるもののほか、主権的な権能を行使する権限を付与された団体（当該権能の行使としての行為をする場合に限る。）

四 前三号に掲げるものの代表者であつて、その資格に基づき行動するもの

[趣旨]

本条は、条約第 2 条 1 (b) に準拠して、民事裁判権からの免除の享有主体の範囲を定めるものである。

[解説]

1 「外国等」と「国等」との書き分けについて

条約第 2 条 1 (b) は、国 (State) の定義を置き、国家それ自体以外のものも国 (State) に含まれることを明らかにしている。そして、本条約の国 (State) には、法廷地国が含まれる場面があるところ（例えば、条約第 10 条 2 (a) 参照）、本法案において、法廷地国である日本国が含まれない外国のみに関する定義しか設けないと、条約第 10 条 2 (a) のような場合に、日本国及びこれに所属する団体等も含み得るという意味を表現することが困難となる。そこで、このような問題を避けるために、本法案においては、「外国等」と「国等」という 2 つの定義を設けたものである。

2 各号について

(1) 第 1 号

国家それ自体，及び立法，行政，司法を含む国家機関が「国等」に含まれることを定めたものである。

ところで，主権を有する国家は法的には等しく国際法上の法人格を有するものとして取り扱われるものであり（主権平等の原則），「対等なもの同士の間では相互に支配権を持たない」という考え方にに基づき，他の国家の裁判所の裁判権からの免除を享有するものと考えられている。本条約もこの考えに基づき，主権国家及びその政府の機関等に関する取扱いを規律するものである。そして，このような主権の平等は，承認した国家と承認された国家との間においてのみ観念し得るものと考えられることから，本法案は，我が国が承認している国家及びその政府の機関等に関する取扱いのみを対象とするものである。したがって，本条の「国」とは，我が国が承認している国家のみを指す。

他方，我が国が国家として承認していない主体（いわゆる未承認国家）については，裁判権免除を当然に享有するとの確立した国家実行は認められず，また，我が国の裁判権からの免除を享有するか否かについては，確立した判例等も存在しないため，裁判権免除を認めるべき法的な義務はないところ，この点について積極的に法整備を行う必要性，相当性があるともいえない。そのため，本条の「国」には，我が国が国家として承認していない主体を本法案による規律の対象に含めないものとしたものである。

(2) 第2号

連邦国家の州やこれに準じる国の行政区画であって，立法権，行政権及び司法権を備えるなど主権的な権能を行使する権限を有しているものが「国等」に含まれることを定めたものである。

第2号の例としては，米国の州や香港（中国の「特別行政区」）等が挙げられるが，日本の都道府県は連邦国家の州に準じるような司法権を有していないので，第2号に当たらない（なお，日本の都道府県は，ここにいう「国の行政区画」に該当するが，「連邦国家の州」に準ずるものではないので，第2号に当たらない。）。

(3) 第3号

団体が、法律等により主権的な権能を行使する権限が付与されている場合において、当該権能の行使としての行為をするときは、その行為に関する限りは、当該団体が「国等」に含まれることを定めたものである。

第3号の例としては、第1号及び第2号以外で、主権的な権能を行使する権限を付与された中央銀行その他の団体が挙げられる。

(4) 第4号

第1号から第3号までに掲げるものの代表者であって、その資格に基づき行動するものも「国等」に含まれることを定めたものである。

第4号の例としては、大使、政府の特別代表等が挙げられる。

- 3 2(1)のとおり、本条の「外国等」は、我が国が承認した国家及びその政府の機関等をいうものであり、それ以外を含むものではない（我が国が国家として承認していない主体（いわゆる未承認国家）は含まれない。）。

第 3 条

(条約等に基づく特権又は免除との関係)

第三条 この法律の規定は、条約又は確立された国際法規に基づき外国等が享有する特権又は免除に影響を及ぼすものではない。

[趣旨]

本条は、条約第 3 条等を踏まえて、条約又は確立された国際法規に基づき外国等が享有する特権又は免除が、本法案によって影響を受けないことについて定めるものである。

[解説]

条約第 3 条では、外交使節団、国家元首等のほか、航空機及び宇宙物体に関して、国際法（条約又は確立された国際法規）に基づき外国等が享有する特権及び免除に影響を及ぼさない旨定められているが、そもそも国際法は、国内法である法律に優位するものである。

そのため、本条では、確認的な趣旨で、条約第 3 条に掲げられているものに限られることなく一般的に、条約又は確立された国際法規に基づき外国等が享有する特権又は免除に影響を及ぼさない旨規定している。

第二章 外国等に対して裁判権が及ぶ範囲

第一節 免除の原則

第4条

第四条 外国等は、この法律に別段の定めがある場合を除き、裁判権（我が国の民事裁判権をいう。以下同じ。）から免除されるものとする。

[趣旨]

本条は、条約第5条及び第6条に準拠して、民事裁判手続一般について裁判権免除の原則を定めるものである。

[解説]

- 1 本条は、第5条以下に規定されている「裁判手続について免除されない場合」に該当しない限り、外国等は裁判権（我が国の民事裁判権をいう。以下同じ。）から免除されるという原則を規定するものである。
- 2 「この法律に別段の定めがある場合を除き」について
「この法律に別段の定めがある場合を除き」と明記することにより、今後、第5条以下に列挙する以外の非免除類型が生じた場合に対応できない事態が生じるのではないかとする懸念も存在し得るところである。
しかしながら、
 - ① 法制上、原則を述べる規定では、例外があるような場合には、通常、「～場合を除き」と明示されていること
 - ② 仮に「この法律に別段の定めがある場合を除き」を削除するとしても、「第二節 裁判手続について免除されない場合」に列挙されてはいない類型を、非免除とする判断は困難であることに変わりはないこと
 - ③ 本条約で規定されている非免除類型は、各国の法制を参照しつつ、非免除類型は網羅的に列挙されており、これ以外の非免除類型が今後直ち

に国際慣習法化する事態は考えにくいこと
等からすれば、冒頭のとおり、「この法律に別段の定めがある場合を除き」と表記することに問題はないものと解される。

3 条約第6条2(b)に対応する国内法の規定の要否について

条約第6条2(b)は、国が裁判手続の当事者として指定されない場合であっても、当該裁判手続が実際には当該国の財産、権利、利益又は活動に影響を及ぼすものであるときには、当該国に対して裁判手続が開始されたものとみなす旨を定めているところ、当該条項は、主として英米法系の国にみられるいわゆる対物訴訟を念頭に置いた規定であると解される。

他方、本条約で列挙されている裁判手続のうち、例えば、条約第13条(c)の裁判手続は、我が国においては、外国等が当事者とはなっていない裁判手続となる。このことから翻って考えると、条約第6条2(b)には、対物訴訟以外のものも含まれると解する余地がある。

そこで、我が国において、本条とは別に条約第6条2(b)に対応する規定を設けるべきか否かについて検討するに、まず、裁判手続の当事者ではない外国等に当該裁判の効力が及ぶものではない場合は、条約第6条2(b)の対象外であると考えられる。次に、裁判手続の当事者となっていない外国等に当該裁判の効力が及ぶ場合であるが、そのような場合であっても、直ちに外国等の権利利益等に影響を及ぼすものとはいえず、条約第6条2(b)に該当しないと解されるか、条約第6条2(b)に該当するとしても非免除事由に該当し、結果的に条約第6条2(b)に該当しない場合と同じ結論となるような場合がほとんどであり、条約第6条2(b)に該当して裁判権から免除されるという結論になる場合は、あつたとしても極めて例外的な場合に限られると考えられる。そして、本条は、「外国等が裁判手続の当事者となる場合」といったような限定的な表現をしていないので、条約第6条2(b)に該当するような場合が生じたときには、本条で対処することが可能である。

以上に述べたことからすれば、本法案において、条約第6条2(b)に対応する規定を本条とは別に設ける必要はないと考えられる。

第二節 裁判手続について免除されない場合

第5条

(外国等の同意)

第五条 外国等は、次に掲げるいずれかの方法により、特定の事項又は事件に関して裁判権に服することについての同意を明示的にした場合には、訴訟手続その他の裁判所における手続（外国等の有する財産に対する保全処分及び民事執行の手続を除く。以下この節において「裁判手続」という。）のうち、当該特定の事項又は事件に関するものについて、裁判権から免除されない。

一 条約その他の国際約束

二 書面による契約

三 当該裁判手続における陳述又は裁判所若しくは相手方に対する書面による通知

2 外国等が特定の事項又は事件に関して日本国の法令を適用することについて同意したことは、前項の同意と解してはならない。

[趣旨]

本条は、条約第7条に準拠して、我が国の裁判所による裁判権行使についての外国等の同意の効果等について定めたものである。

[解説]

1 第1項について

本項は、外国等が特定の事項又は事件に関し、第1号から第3号までのいずれかの方法によって我が国の裁判権に服することについての同意を明示的にした場合には、その同意した事項又は事件に関する限り、訴訟手続その他の裁判所における手続について、裁判権から免除されないことを規定するものである。

(1) 「事項又は事件」について

本項でいう「事項」とは、未だ訴訟その他の裁判には至っていないものをいい、「事件」とは、訴訟その他の裁判に至っているものをいう。

(2) 「明示的」について

裁判権を行うことについての同意は、本条約で"expressly"と記されているとおり、明示的にされる必要があり、黙示的なものでは足りない。

(3) 「裁判手続」について

本節にいう裁判手続には、訴訟手続など裁判所において行われる裁判手続が含まれる。もっとも、刑事裁判手続が除かれることは、第1条の趣旨規定において、本法案の適用範囲が裁判権のうち刑事裁判権を除いたものであると明記されていることから明らかである。

さらに、外国等の有する財産に対する保全処分及び民事執行の手続については、別途第三節で規律されていることから、本節の裁判手続は、これらの手続を除いたものを意味する。

(4) 「相手方」について

本項第3号にいう「相手方」とは、裁判手続において、外国等の相手方当事者となる者のことをいう。具体的には、訴訟の場合は原告を意味し、それ以外の場合は申立人を意味する。

2 第2項について

本項は、外国等が私人との間で、特定の事項又は事件に関する準拠法選択として日本法を指定したとしても、これをもって我が国の裁判所の裁判権に服することについての同意をしたものと解釈してはならないことを規定するものである。

第 6 条

(同意の擬制)

第六条 外国等が次に掲げる行為をした場合には、前条第一項の同意があったものとみなす。

一 訴えの提起その他の裁判手続の開始の申立て

二 裁判手続への参加（裁判権からの免除を主張することを目的とするものを除く。）

三 裁判手続において異議を述べないで本案についてした弁論又は申述

2 前項第二号及び第三号の規定は、当該外国等がこれらの行為をする前に裁判権から免除される根拠となる事実があることを知ることができなかつたやむを得ない事情がある場合であつて、当該事実を知つた後当該事情を速やかに証明したときには、適用しない。

3 口頭弁論期日その他の裁判手続の期日において外国等が出頭しないこと及び外国等の代表者が証人として出頭したことは、前条第一項の同意と解してはならない。

[趣旨]

本条は、条約第 8 条に準拠して、外国等が裁判手続を自ら開始したり、異議を述べずに本案について弁論又は申述をした場合の効果等について定めるものである。

[解説]

1 第 1 項について

本項は、外国等が各号に掲げる行為をした場合には、我が国の裁判権に服することについての同意があったものとみなされ、裁判権から免除されないことを規定するものである。

(1) 第 1 号について

本号は、外国等が訴えの提起のほか、労働審判等非訟事件手続の申立

てをすなど、裁判手続を自ら開始した場合には、裁判権から免除されないことを規定するものである。

なお、異議の申立てにより通常訴訟に移行するような裁判手続（例えば支払督促の申立て（民事訴訟法第382条））の開始の申立てをした外国等は、その申立てに係る裁判手続のみならず、その後の異議の申立てにより通常訴訟に移行した場合の訴訟についても、裁判権行使に同意した事項又は事件の範囲が同一であると解される限り、裁判権から免除されない。

(2) 第2号について

ア 本文について

本文は、外国等が当事者として訴訟に参加した場合（独立当事者参加（民事訴訟法第47条）及び共同訴訟参加（同法第52条））や補助参加した場合（同法第42条。いわゆる共同訴訟的補助参加も含む。）には、裁判権から免除されないことを規定するものである。

イ かつこ書について

かつこ書は、外国等が裁判手続に参加した場合には、本文により、裁判権から免除されなくなるところ、その参加が裁判権からの免除を主張することを目的としていた場合には、なお裁判権から免除され得ることを規定したものである。

なお、裁判権からの免除を主張する目的の存否については、裁判手続における外国等の客観的な行為態様から判断することになる。

ウ 条約第8条2(b)に対応する国内法の規定の要否について

条約第8条2(b)は、同条2(a)と同様に、裁判権からの免除を主張する場合に関する規定であると考えられる。

すなわち、条約第5条においては、「いずれの国も、この条約に従い、自国及びその財産に関し、他の国の裁判所の裁判権からの免除を享有する。」と規定されているところ、条約第8条は、条約第5条の趣旨にのっとり、国が「自国」及び「その財産」に関して他の国の裁判所の裁判権からの免除を主張する場合には、当該他の国の裁判所による裁判権の行使について同意したものとは認められない旨を規定し

たものと考えられる。そのため、条約第8条2(a)及び(b)は、いずれも他の国の裁判所の裁判権からの免除を主張する場合に関する規定であると考えられ、日本法のもとでは外国の財産を直接の当事者とするような裁判手続はないので、本法案においては同条2(a)及び(b)のそれぞれに対応させる形で規定を設ける必要はない。

(3) 第3号について

本号は、外国等が異議を述べずに本案について弁論又は申述をした場合、すなわち、外国等が本案前の主張をすることなく本案の答弁をした場合には、裁判権から免除されないことを規定するものである。

ここでいう本案前の主張としては、裁判権免除の主張、国際裁判管轄がないことの主張、訴えの利益がないことの主張などといった訴訟要件の欠缺の主張等が考えられる。

また、主位的には裁判権免除の主張等の本案前の主張をし、仮定的に本案の答弁をした場合には、異議を述べていないとはいえないので、直ちに裁判権から免除されなくなるわけではない。この点に関しての例外を、第3号において明示する必要があるか否かについては、「異議を述べないで」という文言がある以上、必要ないと考えられる。

2 第2項について

本項は、第1項第2号及び第3号の場合において、外国等が、裁判権から免除されることとなる事情（例えば、非免除となるための要件が定められている場合にその要件の一部が欠けていること、非免除の例外事由が定められている場合の当該事由）を知らずに、裁判手続に参加したり、異議を述べずに本案について弁論又は申述をした場合であっても、これらの行為を行うまでにその事情を知ることができなかったやむを得ない事情を当該事実を知った後速やかに証明すれば、なお同意の擬制があったものとはみなされないことを規定するものである。

3 第3項について

本項は、外国等が口頭弁論期日のほか、弁論準備手続期日、民事保全の審尋期日等の裁判手続の期日に出頭しなかったことや、外国等の代表者が証人尋問期日に出頭したことをもって、当該外国等が我が国の裁判権に服

することについて同意したものと解釈してはならない旨規定するものである。

なお、本項後段にいう「外国等の代表者が証人として出頭したこと」とは、当該外国等が相手方となっている裁判手続において、当該外国等の代表者が証人として出頭した場合を意味し、また、ここにいう代表者とは、裁判上の代表者ではなく、国際法上、外国等を代表する者を意味する。

第7条

第七条 外国等が訴えを提起した場合又は当事者として訴訟に参加した場合において、反訴が提起されたときは、当該反訴について、第五条第一項の同意があったものとみなす。

2 外国等が当該外国等を被告とする訴訟において反訴を提起したときは、本訴について、第五条第一項の同意があったものとみなす。

[趣旨]

本条は、条約第9条に準拠して、訴訟において反訴が提起された場合の効果について定めるものである。

[解説]

1 第1項について

本項は、外国等が本訴を提起した場合又は民事訴訟法第47条に規定される独立当事者参加若しくは同法第52条に規定される共同訴訟参加の形態により、「当事者」として訴訟に参加した場合には、相手方から提起された反訴について裁判権からの免除を主張することができないことを規定するものである。

2 第2項について

本項は、外国等が被告となっている本訴において、当該外国等が反訴を提起した場合には、本訴について裁判権からの免除を主張することができないことを規定するものである。

第 8 条

(商業的取引)

第八条 外国等は、商業的取引（民事又は商事に係る物品の売買、役務の調達、金銭の貸借その他の事項についての契約又は取引（労働契約を除く。）をいう。次項及び第十六条において同じ。）のうち、当該外国等と当該外国等（国以外のものにあつては、それらが所属する国。以下この項において同じ。）以外の国の国民又は当該外国等以外の国若しくはこれに所属する国等の法令に基づいて設立された法人その他の団体との間のものに関する裁判手続について、裁判権から免除されない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- 一 当該外国等と当該外国等以外の国等との間の商業的取引である場合
- 二 当該商業的取引の当事者が明示的に別段の合意をした場合

[趣旨]

本条は、条約第 10 条に準拠して、外国等が商業的取引に関する裁判手続について、原則として裁判権から免除されないことを定めるものである。

[解説]

1 第 1 項について

(1) 本項は、外国等は、当該外国等と他の国の国民又は法人その他の団体との間の商業的取引について、原則として裁判権から免除されないことを規定するものである。

(2) 商業的取引について

本項にいう「商業的取引」という文言は、本条約の"commercial transaction"に対応するものであり、条約第 2 条 1 (c)では、物品の販売又は役務の提供のための商業的な契約又は取引、貸付けその他の契約、金融上の性質を有する取引に係る契約のほか、商業的、工業的、通商的又は職業的な性質を有するその他の契約又は取引をいうものとされている。

そして、その意味するところは、日本の「商」概念より広く、営利を目的としない取引や事業性を有しない取引も含み得るものである。

(3) 商業的取引の判断基準について

「商業的取引」について、いわゆる性質説に例外があり得ることは、最判平成18年7月21日判決（民集60巻6号2542頁）の示すところであり、本条約もそのような例外の余地を認めることを禁じていない。しかしながら、「商業的取引」の判断基準について明文の規定を設けようとした場合、一方で性質説のみを明文化すると例外を読む余地がないと解されるおそれがあり、他方で目的説も考慮する旨を明文化すると免除の範囲が広がりすぎるおそれがある。そのため、「商業的取引」の判断基準についての明文規定は設けず、物品の売買等の事項についての契約又は取引が「民事又は商事に係る」ものである場合にこれを「商業的取引」とすることにより、前記例外の余地を読み得るようにしたものである。

(4) 商業的取引の具体的例示

本法案では、①物品の売買、②役務の調達、③金銭の貸借が商業的取引の例示として挙げられているところ、その概要は、次のとおりである。

なお、「契約」に加えて「取引」との文言を用いているのは、例えば、契約が成立に至らない段階（いわゆる契約締結上の過失のような場合を指す。）のように、契約よりも広い範囲のものを含める趣旨である。

ア 物品の売買に関する契約又は取引

ここにいう物品の売買は、典型的な物の売買契約を想定している。

イ 役務の調達に関する契約又は取引

ここにいう役務の調達には、労働契約は含まれず、それ以外の委任、請負等の形式による役務の調達をいうものである。

ウ 金銭の貸借に関する契約又は取引

ここにいう金銭の貸借とは、金銭の融通に係るものをいい、金銭の貸付けなどを広く含むものである。

(5) 「当該外国等（国以外のものにあつては、それらが所属する国）以外の国の国民又は当該外国等以外の国若しくはこれに所属する国等の法令

に基づいて設立された法人その他の団体」について

ア 「当該外国等」の後にかっこ書きの限定を付したのは、例えば、「外国等」が州の場合、「州以外の国」となり若干意味が分かりにくくなるので、これを避けるためである。

イ ここにいう「当該外国等以外の国若しくはこれに所属する国等の法令に基づいて設立された法人その他の団体」とは、他の国等の法令に基づき設立された法人あるいは法人格のない団体を意味する。

2 第2項について

本項は、商業的取引に該当する場合であっても、①第2条で国等に該当するもの同士の取引である場合（第1号）、②取引の当事者が明示的に別段の合意（すなわち、外国等が裁判権から免除される旨の合意）をした場合（第2号）には、なお裁判権から免除される旨を規定するものである。

第9条

(労働契約)

第九条 外国等は、当該外国等と個人との間の労働契約であつて、日本国内において労務の全部又は一部が提供され、又は提供されるべきものに関する裁判手続について、裁判権から免除されない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 当該個人が次に掲げる者である場合

イ 外交関係に関するウィーン条約第一条(e)に規定する外交官

ロ 領事関係に関するウィーン条約第一条1(d)に規定する領事官

ハ 国際機関に派遣されている常駐の使節団若しくは特別使節団の外交職員又は国際会議において当該外国等（国以外のものにあつては、それらが所属する国。以下この項において同じ。）を代表するために雇用されている者

ニ イからハまでに掲げる者のほか、外交上の免除を享有する者

二 前号に掲げる場合のほか、当該個人が、当該外国等の安全、外交上の秘密その他の当該外国等の重大な利益に関する事項に係る任務を遂行するために雇用されている場合

三 当該個人の採用又は再雇用の契約の成否に関する訴え又は申立て（いずれも損害の賠償を求めるものを除く。）である場合

四 解雇その他の労働契約の終了の効力に関する訴え又は申立て（いずれも損害の賠償を求めるものを除く。）であつて、当該外国等の元首、政府の長又は外務大臣によって当該訴え又は申立てに係る裁判手続が当該外国等の安全保障上の利益を害するおそれがあるとされた場合

五 訴えの提起その他の裁判手続の開始の申立てがあつた時において、当該個人が当該外国等の国民である場合。ただし、当該個人が日本国に通常居住するときは、この限りでない。

六 当該労働契約の当事者間に書面による別段の合意がある場合。ただし、労働者の保護の見地から、当該労働契約に関する訴え又は申立てについ

て日本国の裁判所が管轄権を有しないとするならば、公の秩序に反することとなるときは、この限りでない。

[趣旨]

本条は、条約第11条に準拠して、労働契約に関する裁判手続について、第1項で外国等が裁判権から免除されないという原則を、第2項でその例外を定めるものである。

[解説]

1 第1項について

- (1) 本項は、日本国内においてその全部又は一部が提供され、又は提供されるべき労務に係る労働契約に関する裁判手続について、外国等が裁判権から免除されないという原則を定めるものである。
- (2) 「日本国内において」とは、条約第11条1の"in the territory of that other State"に対応するものであり、我が国の領土・領海・領空を含む概念である。

労務の全部又は一部が「提供され」とは、現に日本国内で労務が提供されていることを指す。したがって、日本国外で労務が提供されることが予定されていても、現に日本国内で労務が提供されている限り、本項が適用されることとなる。

「提供されるべき」とは、現に日本国内では労務が提供されていないが、日本国内で労務が提供されることが予定されていることを指す。具体的には、労働契約を締結したが、現に労務の提供を開始する前に裁判手続が開始された場合などが想定される。

2 第2項について

- (1) 本項は、外国等は裁判権から免除されないという第1項の原則に対して、その例外を定めるものである。
- (2) 第1号について

第1号は、個人が外交官、領事官、国際機関に派遣されている常駐の使節団の外交職員等のほか、外交上の免除を享有する者である場合には、

第1項が適用されない旨を定めるものである。

本号イに規定する「外交関係に関するウィーン条約第1条(e)に規定する外交官」とは、常駐の使節団の長又は使節団の外交職員をいう。このうち「常駐の使節団」とは、接受国の同意を得てその領域に常置される派遣国の外交使節団をいい（同条約第2条。山本草二「国際法」新版568頁）、「使節団の長」とは、その資格において行動する任務を派遣国により課せられた者であって、大使、公使、代理公使の伝統的な三階級があるが、一般的には大使が任命される（同条約第1条1(a)及び第14条、前掲山本569頁）。また「外交職員」とは、使節団の職員で外交官の身分を有する者をいう（同条約第1条(d)）。

本号ロに規定する「領事関係に関するウィーン条約第1条1(d)に規定する領事官」とは、その資格において領事任務を遂行する者をいい、「領事機関の長」と「長以外の領事官」とから構成される。このうち「領事機関の長」とは、その資格において行動する責務を有する者であって、総領事、領事、副領事、代理領事の四階級があるが、総領事が任命される例が多い（同条約第1条1(c)及び第9条、国際法学会編「国際関係法辞典」第2版882頁）。

本号ハに規定する「国際機関に派遣されている常駐の使節団」とは、派遣国を代表して国際連合等の国際組織に派遣される常駐代表団であり、我が国においては、国際連合日本政府代表部等がこれに当たることとなる（前掲「国際関係法辞典」第2版107頁）。

「特別使節団」とは、派遣国を代表して特定の問題を交渉し又は特定の任務を達成するために相手国の同意を得て派遣する臨時の使節団であり、巡回使節、外交会議代表、特派使節等がある（特別使節団に関する条約（我が国未締結。）第1条、前掲山本570頁）。

本号ニに規定する「外交上の免除」とは、裁判権免除、租税の免除、関税の免除等の外交官の免責特権をいう（田中英夫「英米法辞典」253頁）。本号イからハまでに掲げる者のほか外交上の免除を享有する者の具体例としては、外交官の家族の構成員でその世帯に属する接受国の国民でない者、外交使節団の事務及び技術職員並びにその世帯に属する

家族で、接受国の国民でない者（外交関係に関するウィーン条約第37条1, 2）等が挙げられる。

(3) 第2号について

第2号は、第1号に掲げる場合のほか、個人が、外国等の安全、外交上の秘密その他の当該外国等の重大な利益に関する事項に係る任務を遂行するために雇用されている場合には、第1項が適用されない旨を定めるものである。

「当該外国等の安全、外交上の秘密その他の当該外国等の重大な利益に関する事項に係る任務を遂行するために雇用されている場合」とは、条約第11条2(a)の「被用者が政府の権限（governmental authority）の行使としての特定の任務を遂行するために採用されている場合」に対応するものであり、その趣旨を国際法委員会（ILC）のコメンタリー（以下「ILCコメンタリー」という。）の記載を踏まえて具体化したものである。本号に該当する者としては、大使の個人秘書、暗号通信官、通訳等（外国等の安全や基本的利益に係る任務を委任されているものに限る。）が想定され得る。他方で、外国等の安全や重大な利益に関する事項に係る任務を遂行しているとはいえないような受付係、自動車運転手、掃除人等は、本号には該当しないと考えられる。

(4) 第3号について

第3号は、訴え又は申立てが、個人の採用又は再雇用の契約の成否に関するものである場合には、損害の賠償を求める場合を除いて、第1項が適用されない旨を定めるものである。

個人の採用や再雇用の契約の成否については、外国等に広い裁量が認められ、当該外国等に当該個人の採用等を強制することは相当ではないと考えられることから、これらの事項については、なお外国等が免除され得ることとした。

もっとも、本号は、損害の賠償を求める訴え又は申立てについては適用されない。本号の趣旨は、外国等に個人の採用等を強制することは相当ではないという点にあり、損害賠償請求に係る裁判については、これとは別個の金銭の問題と考えられるからである。他方で、外国等が就労

を拒否している期間の賃金の支払に係る裁判については、これを認容すると、事実上外国等に採用等を強制した場合と同様の効果があるため、なお免除を認めるのが相当であると考えられる。したがって、採用されたこと（労働契約が成立していること）等を理由とする上記未払賃金の支払を求める裁判手続については、本号により外国等は免除され得るが、不当な不採用等を理由として慰謝料や弁護士費用等の損害の賠償を求める裁判手続については、本号は適用されず、他の例外事由に該当しない限り、第1項の原則が適用されて外国等は裁判権から免除されないこととなる。

なお、条約第11条2(c)は「復職」についても規定しているところ、これは請求の原因となる事実ごとに分類されるものであるから、労働契約の開始に関する事項については第3号で、終了に関する事項については第4号で規定することとすれば、復職についても併せて規律されることとなるため、国内法においては、特段の規定を置く必要はない。

(5) 第4号について

第4号は、訴え又は申立てが解雇その他の労働契約の終了の効力に関するものであって、外国等の元首、政府の長又は外務大臣により、裁判手続が当該外国等の安全保障上の利益を害するおそれがあるとされた場合には、損害の賠償を求める場合を除いて、第1項が適用されない旨を定めるものである。

既存の労働契約の終了の効力に関する訴え又は申立てについては、労働者保護の見地より、一定の要件を具備する場合に限って、外国等が免除され得ることとしたものである。

もっとも、本号は、損害の賠償を求める訴え又は申立てについては適用されない。その意味するところについては、第3号において述べたことと同様である。

内定取消については、採用内定により労働契約が成立し、内定取消は既に成立した労働契約の解約と考えられているため（始期付解約権留保付労働契約成立説。最判昭和54年7月20日民集33巻5号582頁，最判昭和55年5月30日判時968号114頁），第4号の「解雇そ

他の労働契約の終了の効力」に該当するものと考えられる。

労働契約の更新拒絶については、その実質にかんがみて判断されるべきである。すなわち、解雇権濫用法理が類推適用されない労働契約の更新拒絶（例えば、契約期間の満了によって当然に契約関係が終了するような場合。）は、再度契約を締結する場合と同視し得るから、第3号の「再雇用の契約の成否」に該当するが、解雇権濫用法理が類推適用される労働契約の更新拒絶（例えば、反覆更新されて期間の定めのない契約と実質的に異ならない状態に至っていると認められる場合、相当程度の反覆更新の実態から、雇用継続への合理的な期待が認められる場合、格別の意思表示や特段の支障のない限り当然に更新されることを前提に契約を締結したものと認められる場合。）は、労働契約を終了させる場合と同視し得るので、第4号の「解雇その他の労働契約の終了の効力」に該当するものと考えられる。

(6) 第5号について

第5号は、訴えの提起その他の裁判手続の開始の申立てがあった時において、個人が外国等の国民である場合には、当該個人が日本国内に通常居住するときを除いて、第1項が適用されない旨を定めるものである。このような場合には、当該外国等で裁判をするのが適当であると考えられるからである。

本規定に対応する条約第11条2(e)は、「裁判手続が開始された時点」と規定しているところ、我が国においては、当該時点として、訴え若しくは申立ての受理時、又は訴状等の送達時が基準となり得る。本号は、個人の国籍により外国等が免除され得る旨を定めるものであり、送達時という当該個人が予期し得ない時点を基準とするのは相当ではないから、訴え又は申立てが裁判所に受理された時点を基準として、その旨を条文上も明示することとした。

「日本国に通常居住するとき」とは、個人が、日本国の国民である場合と同質と見られるような態様で居住している場合を指す。このような場合には、外国等の国民であっても、なお日本国で裁判を行うのが適当であると考えられるからである。具体的には、居住期間や居住目的、労

働契約の有無に関わらず日本国内に居住するものであるか否かといった諸事情を考慮して、判断されることとなる。

(7) 第6号について

第6号は、労働契約の当事者間に書面による別段の合意がある場合には、当該合意が第1項に優先して適用される旨を定めるものである。第1項との関係からすれば、本号にいう当事者間の合意の内容は、主として外国等が裁判権から免除される旨の合意であると考えられる。

もともと、このような当事者間の合意も、無制限に認められるわけではなく、労働者保護の見地より一定の制約に服する。すなわち、労働契約に関する訴え又は申立てについて日本国の裁判所が管轄権を有しないとすることが公の秩序に反するときは、当事者間の合意は無効となる。日本国が、労働事件について日本国の裁判所に管轄権を認めた上で、これを排斥することは許さないという公の秩序を有している場合、それは、自国の労働者保護の見地より、自国こそが裁判権を行使するという我が国の国家としての意思の表明に他ならないのであるから、このような場合には、裁判権の行使を妨げる結果となる裁判権からの免除に関する当事者間の合意も、連動して無効とすべきと考えられるからである。

第 10 条

(人の死傷又は有体物の滅失等)

第十条 外国等は、人の死亡若しくは傷害又は有体物の滅失若しくは毀損^きが、当該外国等が責任を負うべきものと主張される行為によって生じた場合において、当該行為の全部又は一部が日本国内で行われ、かつ、当該行為をした者が当該行為の時に日本国内に所在していたときは、これによって生じた損害又は損失の金銭によるてん補に関する裁判手続について、裁判権から免除されない。

[趣旨]

本条は、条約第 12 条に準拠して、外国等に責任があると主張される行為によって、人の死亡若しくは傷害又は有体物の滅失若しくは毀損が生じた場合には、一定の要件の下に、当該外国等は金銭によるてん補を求める裁判手続について、裁判権から免除されないことを定めるものである。

[解説]

1 本条は、外国等が不法行為その他の民事上の責任を問われる場合を想定しているものである。本条は、外国等（又は外国等の職員）の行為が主権的行為であるか私法的ないし業務管理的行為であるかを問わず、適用されることとなる。ただし、当該行為の全部又は一部が日本国内で行われ、かつ、行為者が当該行為の時に日本国内に所在していた場合に限られる。

我が国の民法が準拠法とされる場合には、本条の具体例として、以下のようものが挙げられる。

- ・外国等の職員が我が国で起こした交通事故等の被害者の当該外国等に対する不法行為に基づく損害賠償請求（民法第 715 条、第 709 条）
- ・外国等が占有又は所有する我が国にある土地の工作物の設置又は保存の瑕疵により損害を受けた者の当該外国等に対する損害賠償請求（民法第 717 条。なお、本法案第 11 条（不動産に係る権利利益等）も

適用され得る。)

- ・外国等が付合により我が国にある他人の物の所有権を取得した場合の当該他人の当該外国等に対する償金請求（民法第248条）

また、外国法が準拠法とされる場合には、当該準拠法が、人の死亡若しくは傷害又は有体物の滅失若しくは毀損について、損失を補償する旨の規定を有しているような場合が想定され得る。

2 要件

(1) 「人の死亡若しくは傷害又は有体物の滅失若しくは毀損」

本条は、「人の死亡若しくは傷害又は有体物の滅失若しくは毀損」について適用されるものである。したがって、人の傷害を伴わない名誉毀損の場合や、有体物の滅失を伴わない権利の侵害のような場合（例えば、プライバシー権や肖像権の侵害、契約上の権利の妨害等）には、本条は適用されないこととなる。

また、今日の「傷害」概念に照らせば、「人の傷害」には肉体的傷害のみならず精神的障害も含まれるが、精神的障害に至らない精神的苦痛等については、含まれないと解するのが相当であると考えられる。したがって、PTSDのような医学上承認された精神的疾患については、精神的障害に当たるものとして本条が適用されると解される。

「有体物」については、基本的には民法第85条の有体物概念を基礎として考えるべきことになる。液体・固体・気体はこれに含まれるので、ガスも本条にいう有体物に含まれる。また、電気も、それが管理されているものであれば、本条にいう有体物に含まれると解される。

(2) 「外国等が責任を負うべきものと主張される行為」

条約第12条は、「自国に帰するとされる作為又は不作為によって生じた場合において（caused by an act or omission which is alleged to be attributable to the State）」と規定しているところ、「自国に帰するとされる」場合とは、結局は「自国に責任があるとされる」場合と同旨であるといえるから、条文上その意味を明らかにしたものである。また、外国等の責任の有無については、当事者からの主張があれば足り（is alleged to）、責任があることの認定までは要しない。その有無は、本案において審理・判断

されるべき事柄だからである。

なお、条約第12条は「作為又は不作為」と規定しているところ、我が国において「行為」とは、「人間の意思に基づく身体の動又は静」であり（法令用語研究会編「有斐閣法律用語辞典」第3版393頁）、民法の不法行為法における「行為」も、作為及び不作為の双方を含む概念であるとされているので（加藤一郎編「注釈民法（19）」20頁及び35頁）、本条においては、端的に「行為」と規定することとした。

(3) 日本国内の行為，行為者の行為時所在

本条は、「当該行為の全部又は一部が日本国内で行われ、かつ、当該行為をした者が当該行為の時に日本国内に所在していた」ことを要件とするものである。前段の要件は、行為と結果のすべてが日本国外で生じた場合を適用対象から除外し、後段の要件は、国境を越えた砲撃や空爆、爆発物の郵送等の場合を適用対象から除外する。

(4) 「金銭によるてん補」

本条は、金銭によるてん補を求める訴え又は申立てについて適用されるものである。したがって、損害賠償請求，損失補償請求，求償権の行使等は本条の適用対象となるが，代替物の交付請求，違法な行為によって生じた結果の除去請求等は，本条の適用対象とはならない。

金銭によるてん補の対象となる事項，その具体的要件，請求権者等は，準拠法の定めるところによる。したがって，日本法が準拠法となれば，慰謝料請求や逸失利益の請求等も認められることとなる。

第 1 1 条

(不動産に係る権利利益等)

第十一条 外国等は、日本国内にある不動産に係る次に掲げる事項に関する裁判手続について、裁判権から免除されない。

一 当該外国等の権利若しくは利益又は当該外国等による占有若しくは使用

二 当該外国等の権利若しくは利益又は当該外国等による占有若しくは使用から生ずる当該外国等の義務

2 外国等は、動産又は不動産について相続その他の一般承継、贈与又は無主物の取得によって生ずる当該外国等の権利又は利益に関する裁判手続について、裁判権から免除されない。

[趣旨]

本条は、条約第 1 3 条 (a) 及び (b) に準拠して、日本国内にある不動産に係る外国等の権利、利益等に関する裁判手続 (第 1 項) 及び動産又は不動産について贈与等によって生ずる外国等の権利又は利益に関する裁判手続 (第 2 項) について、当該外国等が裁判権から免除されないことを定めるものである。なお、条約第 1 3 条 (c) は、財産の管理又は処分に関する裁判手続についての規定であり、動産又は不動産に関する裁判手続とは性質が異なるものであるから、本法案においては、別条建てとすることとした。

[解説]

1 第 1 項について

(1) 本項は、日本国内にある不動産に係る外国等の権利、利益、占有若しくは使用又はこれらから生ずる義務に関する裁判手続について、当該外国等は裁判権から免除されないことを定めるものである。

(2) 第 1 号について

「権利」に関する裁判手続の具体例としては、以下のものが挙げられ

る。

- ・外国等に対する不動産に係る当該外国等の権利の不存在確認請求
 - ・所有権を主張する外国等に対する不動産の明渡請求又は所有権移転登記請求
 - ・外国等が所有する土地の隣地所有者の当該外国等に対する境界確定の訴え
 - ・外国等に対する抵当権設定登記抹消登記請求
 - ・仮登記に基づく本登記をするにあたり、登記上の利害関係人たる外国等に対してなされる承諾請求（不動産登記法第109条第1項）
- 「利益」に関する裁判手続の具体例としては、以下のものが挙げられる。

る。

- ・外国等が主張する景観利益等の不存在確認請求
 - ・外国等が不動産移転登記を懈怠したことにより固定資産税の支払を免れたことに対する前所有者（登記名義人）の当該外国等に対する不当利得返還請求（最判昭和47年1月25日民集26巻1号1頁）
- 「占有」に関する裁判手続の具体例としては、以下のものが挙げられる。

る。

- ・不動産を占有する外国等に対する明渡請求
 - ・景観利益等の侵害を理由とする外国等に対する建築行為の差止請求
- 「使用」に関する裁判手続の具体例としては、以下のものが挙げられる。

る。

- ・不動産を使用する外国等に対する明渡請求
- ・共有者である外国等による共有不動産の不当な使用について、他の共有者の外国等に対する損害賠償請求
- ・景観利益等の侵害を理由とする外国等に対する建築行為の差止請求

(3) 第2号について

「権利から生ずる義務」に関する裁判手続の具体例としては、以下のものが挙げられる。

- ・外国等が所有する土地について、私人の当該外国等に対する囲繞地通行権の存在確認請求（民法第210条）

- ・ 囲繞地通行権者である外国等に対する償金支払請求（民法第212条）
- ・ 留置権者である外国等に対する善管注意義務違反に基づく損害賠償請求（民法第298条第1項）
- ・ 区分所有者である外国等に対する建物の保存に有害な行為の停止請求（区分所有法第6条，第57条）

「利益から生ずる義務」に関する裁判手続の具体例としては，以下のものが挙げられる。

- ・ 景観利益等の侵害を理由とする外国等に対する建築行為の差止請求訴訟

「占有から生ずる義務」に関する裁判手続の具体例としては，以下のものが挙げられる。

- ・ 悪意の占有者である外国等に対する果実返還・代価償還請求（民法第190条）
- ・ 土地の工作物等の占有者である外国等に対する損害賠償請求（民法第717条）
- ・ 不動産賃借人である外国等に対する賃料等支払請求（民法第601条）

「使用から生ずる義務」に関する裁判手続の具体例としては，以下のものが挙げられる。

- ・ 無権利で不動産を使用する外国等に対する賃料相当額の不当利得返還請求（民法第703条）
- ・ 外国等の不動産の不当な使用（公害や生活妨害の惹起等）に対する妨害排除請求（民法第198条）・損害賠償請求（民法第709条）
- ・ 不動産賃借人である外国等に対する賃料等支払請求（民法第601条）

2 第2項について

- (1) 本項は，動産又は不動産について相続その他の一般承継，贈与又は無主物の取得によって生ずる外国等の権利又は利益に関する裁判手続について，当該外国等は裁判権から免除されないことを定めるものである。

- (2) 「相続その他の一般承継」についての具体例としては、被相続人の動産又は不動産が外国等に所在しており、当該外国等が相続を理由として当該動産又は不動産につき権利又は利益を主張する場合等が挙げられる。
- (3) 「贈与」についての具体例としては、贈与による所有権の取得を主張する外国等に対する動産又は不動産の返還請求が挙げられる。
- (4) 「無主物の取得」についての具体例としては、無主物先占による所有権の取得を主張する外国等に対する動産返還請求や、被相続人の動産又は不動産が外国等に所在しており、当該外国等が無主物の取得を理由として当該動産又は不動産につき権利又は利益を主張する場合等が挙げられる。

第 1 2 条

(裁判所が関与を行う財産の管理又は処分に係る権利利益)

第十二条 外国等は、信託財産、破産財団に属する財産、清算中の会社の財産その他の日本国の裁判所が監督その他の関与を行う財産の管理又は処分に係る当該外国等の権利又は利益に関する裁判手続について、裁判権から免除されない。

[趣旨]

本条は、条約第 1 3 条(c)に準拠して、信託財産、破産財団に属する財産、清算中の会社の財産等のように、裁判所が監督的あるいは後見的な見地から関与を行う財産の管理又は処分に關する裁判手続については、当該財産につき外国等が権利又は利益を有していても、当該外国等は裁判権から免除されないことを定めるものである。

[解説]

- 1 本条は、裁判所が何らかの監督的・後見的な役割の遂行として、財産の管理又は処分に關する裁判手続を行う場合を想定しているものである。このような場合には、当該裁判所が全ての対立する主張を決着し得るとすることが、当該裁判所にゆだねられた財産管理権能の実効性の確保という見地からも、法律関係の統一的処理という見地からも、相当であると考えられるからである。本条に該当する主要な裁判手続の具体例は、下記 2 から 5 に記載のとおりであるが、その該当性の主要な判断基準としては、裁判所の判断に既判力の拡張ないし形成力が認められるか否か、裁判手続の実質が非訟であるか訴訟であるかといった点が挙げられよう。
- 2 信託財産の管理等に關する裁判手続としては、受託者の選任（信託法第 6 条）、辞任（同法第 5 7 条）及び解任（同法第 5 8 条）、新受託者の選任まで信託財産管理者による管理を命ずる処分（同法第 6 3 条）、受益権の価格の決定（同法第 1 0 4 条）、特別の事情による信託の変更を命ずる

裁判（同法第150条）等が挙げられる。

- 3 破産財団に属する財産の管理等に関する裁判手続としては、破産手続開始決定（破産法第15条、第30条）、開始の申立てにつき決定があるまでの間の他の手続の中止命令（同法第24条）、自由財産の拡張の決定（同法第34条）、破産管財人の選任（同法第74条）、破産債権の調査・確定（同法第115条から第134条まで）、否認権の行使（同法第160条から第170条まで、第173条から第176条まで）、同時破産手続廃止決定（同法第218条）、免責許可決定（同法第252条）等が挙げられる。
- 4 清算中の会社の財産の管理等に関する裁判手続としては、以下のものが挙げられる。

【株式会社の清算】

清算人の選任（会社法第478条第2項から第4項まで）及び解任（同法第479条）、清算株式会社の代表清算人の決定（同法第483条第5項）、少額債権等の弁済に対する許可（同法第500条第2項）、鑑定人の選任（同法第501条）、期間内に債権の申出をしなかった債権者の除斥（同法第503条）、清算人に代わって帳簿資料を保存する者の選任（同法第508条第2項）

【株式会社の特別清算】

特別清算開始命令（会社法第510条、第890条）、開始の申立てにつき決定があるまでの間の他の手続の中止命令（同法第512条、第889条）、担保権の実行の手続等の中止命令（同法第516条、第891条）、裁判所の調査命令（同法第522条、第892条）、清算人の選任（同法第478条第2項から第4項まで）及び解任（同法第524条、第893条）、監督委員の選任（同法第527条）、2人以上の監督委員の職務執行の許可（同法第529条）、調査委員の選任（同法第533条）、清算株式会社の行為に対する許可（同法第535条）、事業の譲渡等に対する許可（同法第536条）、少額債権等の弁済に対する許可（同法第500条第2項）、清算株式会社の財産に関する保全処分（同法第540条）、株主名簿の記載等の禁止（同法第541条）、

役員等の財産に対する保全処分（同法第542条）、役員等責任査定決定（同法第545条）、協定の認可（同法第568条、第569条）、特別清算終結の決定（同法第573条、第902条）、破産手続開始の決定（同法第574条）

【持分会社の清算】

清算人の選任（会社法第647条第2項から第4項まで）及び解任（同法第648条第3項）、清算持分会社の代表清算人の決定（同法第655条第5項）、裁判所の選任する清算人の報酬の決定（同法第657条）、少額債権等の弁済に対する許可（同法第661条第2項）、鑑定人の選任（同法第662条）、期間内に債権の申出をしなかった債権者の除斥（同法第665条）、清算人に代わって帳簿資料を保存する者の選任（同法第672条第3項）、清算持分会社の財産処分の取消しの訴え（同法第863条）

- 5 その他の日本国の裁判所が監督その他の関与を行う財産の管理等に関する裁判手続の具体例としては、以下のものが挙げられる。

【後見等】

後見開始の審判（民法第7条）及び審判の取消し（同法第10条）、補佐開始の審判（同法第11条）及び審判の取消し（同法第14条）、法定事項以外の事項についても同意を要する旨の審判（同法第13条第2項）、保佐人の同意に代わる許可（同法第13条第3項）、補助開始の審判（同法第15条）及び審判の取消し（同法第18条）、補助人の同意を要する旨の審判（同法第17条）、未成年後見人の選任（同法第840条）及び解任（同法第846条）、成年後見人の選任（同法第843条）、後見人の辞任に対する裁判所の許可（同法第844条）、未成年後見監督人の選任（同法第849条）、成年後見監督人の選任（同法第849条の2）、後見監督人の辞任に対する許可、解任、数人ある場合の権限の行使の定め、居住用不動産の処分についての許可、報酬の付与（同法第852条）、成年後見人が複数ある場合の権限の行使の定め（同法第859条の2）、成年被後見人の居住用不動産の処分についての許可（同法第859条の3）、後見人の報酬の付与（同法第862

条), 後見の事務の監督 (同法第 8 6 3 条), 保佐人の選任 (同法第 8 7 6 条の 2), 保佐監督人の選任 (同法第 8 7 6 条の 3), 保佐人に代理権を付与する旨の審判及び審判の取消し (同法第 8 7 6 条の 4), 補助人の選任 (同法第 8 7 6 条の 7), 補助監督人の選任 (同法第 8 7 6 条の 8), 補助人に代理権を付与する旨の審判 (同法第 8 7 6 条の 9)

【不在者の財産】

不在者の財産の管理につき必要な処分の命令 (民法第 2 5 条), 管理人の改任 (同法第 2 6 条), 管理人に対する命令 (同法第 2 7 条), 管理人の権限を超える行為に対する家庭裁判所の許可 (同法第 2 8 条), 管理人の担保提供と家庭裁判所の報酬の付与 (同法第 2 9 条)

【相続財産】

相続財産の保存に必要な処分の命令, 相続財産管理人の選任, 民法第 2 7 条から第 2 9 条までの準用 (民法第 9 1 8 条), 公告期間内に申出をしなかった相続債権者及び受遺者の権利行使の制限 (同法第 9 3 5 条), 相続債権者又は受遺者の請求による財産分離 (同法第 9 4 1 条), 財産分離請求後の財産管理につき必要な処分の命令 (同法第 9 4 3 条), 相続人不存在の場合の管理人の選任 (同法第 9 5 2 条), 民法第 2 7 条から第 2 9 条までの準用 (同法第 9 5 3 条), 公告期間満了後の相続債権者及び受遺者の権利行使の制限 (同法第 9 5 8 条の 2)

【一般社団法人及び一般財団法人の財産】

清算人の選任及び解任 (一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 2 0 9 条), 代表清算人の定め (同法第 2 1 4 条第 5 項), 破産手続開始による破産管財人の取戻権 (同法第 2 1 5 条第 3 項), 清算人の報酬の額の決定 (同法第 2 1 6 条), 公告期間内に申出をしなかった債権者の除斥 (同法第 2 3 8 条)

第13条

(知的財産権)

第十三条 外国等は、次に掲げる事項に関する裁判手続について、裁判権から免除されない。

- 一 当該外国等が有すると主張している知的財産権（知的財産基本法（平成十四年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する知的財産に関して日本国の法令により定められた権利又は日本国の法律上保護される利益に係る権利をいう。次号において同じ。）の存否、効力、帰属又は内容
- 二 当該外国等が日本国内においてしたものと主張される知的財産権の侵害

[趣旨]

本条は、条約第14条に準拠して、外国等が有すると主張している日本国の法令により定められ又は日本国の法律上保護される知的財産権に関する裁判手続（第1号）及び外国等が日本国内においてしたものと主張される知的財産権の侵害に関する裁判手続（第2号）について、外国等が裁判権から免除されないことを定めるものである。

[解説]

1 第1号について

第1号は、外国等が有すると主張している知的財産権の存否、効力、帰属又は内容が争いとなる裁判手続について、当該外国等が裁判権から免除されないことを定めるものである。

(1) 「知的財産権」について

第1号は、知的財産基本法（平成十四年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する「知的財産」のうち、日本国の法令により定められた権利又は日本国の法律上保護される利益に係る権利を知的財産権として定義する。

したがって、外国等が有すると主張している知的財産のうち、外国の法令により定められ又は保護される利益に係る知的財産権は、本条の適用対象外である。

(2) 「日本国の法律上保護される利益に係る権利」について

具体例としては、いわゆるパブリシティ権のように、具体的に法令により定められた権利ではないものの判例等によってすでに一般的に権利として認められているものや、不正競争防止法によって守られる事業者の利益（例えば、営業秘密や著名な商品等の表示を法的に保護することに伴い発生する利益等）に係る権利等が挙げられる。

(3) 知的財産権の存否，効力，帰属又は内容について

条約第14条(a)の「決定」(determination)の意味については、本条約の附属書において広く「保護される権利の存否についての確認又は検証のみでなく、当該権利の実体（当該権利の内容、範囲及び程度を含む。）の評価も意味するものとして用いる。」ことと説明されており、それを踏まえて「知的財産権の存否，効力，帰属又は内容」と表現したものである。

(4) 知的財産権の存否，効力，帰属又は内容に関する裁判手続の具体例

ア 存否に関する裁判手続

- ・ 存続期間の経過により特許権が消滅していることを理由とする特許権者である外国等に対する侵害行為差止請求権の不存在確認請求訴訟
- ・ 外国等が有していると主張する技術上の情報が不正競争防止法上の営業秘密に当たらないことを理由とする外国等に対する不正競争防止法第4条に基づく損害賠償請求権の不存在確認請求訴訟

イ 効力に関する裁判手続

- ・ 外国等の有する特許権，実用新案権等に関する無効審判の申立に対する不成立審決の審決取消訴訟

ウ 帰属に関する裁判手続

- ・ ある著作物に係る著作権について外国等とその帰属を争っている者が外国等に対して提起する著作権の存否の確認請求訴訟

エ 内容に関する裁判手続

- ・ 外国等に対する職務発明対価請求訴訟
- ・ 特許権等のライセンサーである外国等に対する実施許諾料額の確認請求訴訟

2 第2号について

第2号は、外国等が日本国内においてしたものと主張される知的財産権の侵害に関する裁判手続について、当該外国等が裁判権から免除されないことを定めるものである。第2号の裁判手続の例としては、知的財産権の侵害を理由とする外国等に対する損害賠償請求訴訟及び侵害行為差止請求訴訟等が挙げられる。

第 1 4 条

(団体の構成員としての資格等)

第十四条 外国等は、法人その他の団体であつて次の各号のいずれにも該当するものの社員その他の構成員である場合には、その資格又はその資格に基づく権利若しくは義務に関する裁判手続について、裁判権から免除されない。

- 一 国等及び国際機関以外の者をその社員その他の構成員とするものであること。
- 二 日本国の法令に基づいて設立されたものであること、又は日本国内に主たる営業所若しくは事務所を有するものであること。

2 前項の規定は、当該裁判手続の当事者間に当該外国等が裁判権から免除される旨の書面による合意がある場合又は当該団体の定款、規約その他これらに類する規則にその旨の定めがある場合には、適用しない。

[趣旨]

本条は、条約第 1 5 条に準拠して、第 1 項で団体の構成員である外国等がその資格又はその資格に基づく権利若しくは義務に関する裁判手続について裁判権から免除されないとの原則を、第 2 項でその例外を定めるものである。

なお、条約第 1 5 条が前記の裁判手続について外国等が裁判権から免除されないものとしているのは、外国等が、自ら進んで法廷地国の法令に準拠して設立された団体又は法廷地国に主たる営業所等を有する団体の構成員となった以上は、法廷地国の関係法令に拘束されるべきであり、当該関係法令の適用については、法廷地国の裁判所が最も適切であるとの趣旨に基づくものである。そのような趣旨に照らして、外国等が団体の構成員でない場合は、条約第 1 5 条及びこれに対応する本条の対象とはならない。

[解説]

1 第 1 項について

本項は、外国等が、団体の構成員である場合に、構成員としての資格又はその資格に基づく権利若しくは義務に関する裁判手続について、裁判権から免除されないとの原則を定めるものである。外国等が団体の構成員でない場合は、本条の適用はない。

(1) 「団体」について

「団体」には、株式会社等法人格を有する団体のみならず、民法上の組合、権利能力なき社団等、法人でない団体も含まれる。また、営利団体のみならず、学術、宗教、慈善等の非営利目的の団体も含まれる。

(2) 「その資格又はその資格に基づく権利若しくは義務に関する裁判手続」の例としては、団体の構成員である外国等に対する出資義務履行請求、団体の構成員である外国等に対する構成員としての地位不存在確認請求や団体の無限責任社員である外国等に対する団体債務履行請求等が挙げられる。

(3) 「国等及び国際機関以外の者」について

第1号は、団体の要件として、国等及び国際機関以外の者をその社員その他の構成員とするものであることを定める。換言すれば、団体には、外国等の他に私人を構成員としていることが要件となる。

(4) 第2号について

法人格を有する団体の場合は、日本国の法令に基づいて設立されたか、日本国内に主たる営業所等を有していれば、第2号の要件を満たすこととなる。これに対して法人格を有しない団体の場合は、基本的に「日本国の法令に基づいて設立された」ということが観念できないため、第2号の要件充足性は、主たる営業所等が日本国内にあるか否かで判断されることとなる。

(5) 「主たる営業所若しくは事務所」(第2号)について

条約第15条1(b)の"seat", "principal place of business"に対応する規定である。条約第15条1(b)の趣旨に鑑みれば、"seat", "principal place of business"については、いずれも業務の中心地であることを示していると考えられることから、「主たる営業所若しくは事務所」とすることで、本条約が念頭に置いている"seat", "principal place of business"の意味すると

ころを規定している。

2 第2項について

本項は、第1項の例外として、裁判手続の当事者間に当該外国等が裁判権から免除される旨の書面による合意がある場合又は当該団体の定款、規約その他これらに類する規則にその旨の定めがある場合には、外国等は我が国の裁判権から免除される旨を定めるものである。

第 15 条

(船舶の運航等)

第十五条 船舶を所有し又は運航する外国等は、当該船舶の運航に関する紛争の原因となる事実が生じた時において当該船舶が政府の非商業的目的以外に使用されていた場合には、当該紛争に関する裁判手続について、裁判権から免除されない。

2 前項の規定は、当該船舶が軍艦又は軍の支援船である場合には、適用しない。

3 船舶を所有し又は運航する外国等は、当該船舶による貨物の運送に関する紛争の原因となる事実が生じた時において当該船舶が政府の非商業的目的以外に使用されていた場合には、当該紛争に関する裁判手続について、裁判権から免除されない。

4 前項の規定は、当該貨物が、軍艦若しくは軍の支援船により運送されていたものである場合又は国等が所有し、かつ、政府の非商業的目的のみに使用され、若しくは使用されることが予定されているものである場合には、適用しない。

[趣旨]

本条は、条約第 16 条に準拠して、外国等が所有し又は運航する船舶が政府の非商業的目的以外の目的で使用されていた場合には、当該船舶の運航に関する裁判手続及び当該船舶による貨物の運送に関する裁判手続について、裁判権から免除されないこと等を定めるものである。

[解説]

1 「政府の非商業的目的」について

国連海洋法条約等の海洋法分野における国際約束においては、当該船舶の使用目的が「(政府の)非商業的目的」であるか否かによりその取扱いを区別しており、本条約及び本法案も、これと同様の区別を踏襲したもの

である。ここにいう「政府の非商業的目的以外」は、日本法でいう「商」概念のように営利を目的とするものや事業性があるものに限られない。

政府の非商業的目的以外に使用されている船舶の例としては、国が運航する船舶であって旅客の運送を行っているような船舶が該当すると考えられ、政府の非商業的目的に使用されている船舶の例としては、監視船、病院船等が該当すると考えられる。

2 第1項について

(1) 本項は、船舶を所有し又は運航する外国等は、当該船舶の運航に関する紛争の原因となる事実が生じた時において当該船舶が政府の非商業的目的以外に使用されていた場合には、当該紛争に関する裁判手続について、裁判権から免除されないことを定めるものである。

(2) 「船舶の運航に関する紛争」に関する裁判手続について

「船舶の運航に関する紛争」に関する裁判手続の例としては、①衝突又は航海におけるその他の事故、②海難救助、③修理、供給その他の船舶の運航に関する契約に関する紛争が挙げられる。

3 第2項について

本項は、第1項の例外として、当該船舶が軍艦又は軍の支援船である場合には、当該「船舶の運航に関する紛争」に関する裁判手続について、第1項の外国等が裁判権から免除されることを定めるものである。

4 第3項について

(1) 本項は、船舶を所有し又は運航する外国等は、貨物の運送に関する紛争の原因となる事実が生じた時において当該船舶が政府の非商業的目的以外に使用されていた場合には、当該船舶による当該紛争に関する裁判手続について、裁判権から免除されないことを定めるものである。

(2) 「貨物の運送に関する紛争」に関する裁判手続について

「貨物の運送に関する紛争」に関する裁判手続の例としては、貨物の運送に際して生じた貨物の滅失、損傷又は貨物の延着に関する損害賠償請求訴訟が挙げられる。

5 第4項について

本項は、第3項の例外として、当該貨物が、軍艦若しくは軍の支援船に

より運送されていた貨物又は国等が所有し、かつ、政府の非商業的目的のみに使用され、若しくは使用されることが予定されている「貨物の運送に関する紛争」に関する裁判手続について、第3項の外国等が裁判権から免除されることを定めるものである。

第 16 条

(仲裁合意)

第十六条 外国等は、当該外国等（国以外のものにあつては、それらが所属する国。以下この条において同じ。）以外の国の国民又は当該外国等以外の国若しくはこれに所属する国等の法令に基づいて設立された法人その他の団体との間の商業的取引に係る書面による仲裁合意に関し、当該仲裁合意の存否若しくは効力又は当該仲裁合意に基づく仲裁手続に関する裁判手続について、裁判権から免除されない。ただし、当事者間に書面による別段の合意がある場合は、この限りでない。

[趣旨]

本条は、条約第 17 条に準拠して、外国等が他の国の国民又は法人その他の団体との間の商業的取引に係る書面による仲裁合意に関し、当該仲裁合意の存否若しくは効力又は当該仲裁合意に基づく仲裁手続に関する裁判手続について、原則として、裁判権から免除されないことを定めるものである。

[解説]

1 本文について

(1) 「仲裁合意」について

「仲裁合意」は、仲裁法第 2 条第 1 項に規定する「仲裁合意」と同義であり、既に生じた民事上の紛争又は将来において生ずる一定の法律関係（契約に基づくものであるかどうかを問わない。）に関する民事上の紛争の全部又は一部の解決を一人又は二人以上の仲裁人にゆだね、かつ、その判断（以下「仲裁判断」という。）に服する旨の合意をいい、また、外国法を準拠法とした場合における合意も含むものである。

(2) 「仲裁合意の存否若しくは効力」について

「仲裁合意の存否若しくは効力」に関する裁判の手続の例としては、妨訴抗弁が問題となる裁判手続のほか、仲裁法等の解釈上認められる場

合には、仲裁合意不存在確認の訴えや仲裁合意無効確認の訴えが挙げられる。

(3) 「仲裁合意に基づく仲裁手続に関する裁判手続」について

「仲裁合意に基づく仲裁手続に関する裁判手続」の例としては、仲裁人の選任（仲裁法第17条第2項後段・第3項から第5項まで）、仲裁人の忌避の申立てについての裁判（仲裁法第19条第4項前段）、仲裁人の解任（仲裁法第20条）、仲裁廷の権限の有無に関する裁判（仲裁法第23条第5項前段）及び手続の瑕疵等を理由とする場合における仲裁判断の取消しの申立てに対する裁判（仲裁法第44条各号）、仲裁判断に基づく民事執行のための執行決定の申立てに対する裁判（仲裁法第46条第8項、仲裁法第45条第2項各号）等が挙げられる。

2 ただし書について

ただし書は、本文の仲裁合意に係る仲裁に関し、当事者間に裁判権免除の書面による合意がある場合には、外国等は裁判権から免除される旨を定めるものである。

第三節 外国等の有する財産に対する保全処分及び民事執行の手続について免除されない場合

第 17 条

(外国等の同意等)

第十七条 外国等は、次に掲げるいずれかの方法により、その有する財産に対して保全処分又は民事執行をすることについての同意を明示的にした場合には、当該保全処分又は民事執行の手続について、裁判権から免除されない。

一 条約その他の国際約束

二 仲裁に関する合意

三 書面による契約

四 当該保全処分又は民事執行の手続における陳述又は裁判所若しくは相手方に対する書面による通知（相手方に対する通知にあっては、当該保全処分又は民事執行が申し立てられる原因となった権利関係に係る紛争が生じた後に発出されたものに限る。）

2 外国等は、保全処分又は民事執行の目的を達することができるように指定し又は担保として提供した特定の財産がある場合には、当該財産に対する当該保全処分又は民事執行の手続について、裁判権から免除されない。

3 第五条第一項の同意は、第一項の同意と解してはならない。

[趣旨]

本条は、条約第 18 条、第 19 条(a)及び(b)並びに第 20 条に準拠して、外国等が、その有する財産に対する保全処分又は民事執行の手続について裁判権から免除されない場合等について定めるものである。

[解説]

1 外国とは別個の法人格を有する団体等の有する財産に対する保全処分又

は民事執行の手續における第2条第3号の「外国等」の該当性の判断方法
外国とは別個の法人格を有する団体等（以下、1において「団体等」という。）の有する財産に対する保全処分又は民事執行の手續において、団体等が第2条第3号の「外国等」に当たるかは、当該団体等がその所属する外国から当該外国の主権的な権能を行使する権限を与えられており、かつ、その有する財産のうち保全処分又は民事執行の目的とされた財産が当該権限内の行為に使用され、又は使用されることが予定されているかにより判断すべきである。

なぜなら、団体等が、その所属する外国から当該外国の主権的な権能を行使する権限を与えられており、かつ、その有する財産が当該権限内の行為に使用される等している場合には、当該財産に対する保全処分又は民事執行との関係において、当該団体等は、まさに"entitled to perform and are actually performing acts in the exercise of sovereign authority of the State"(条約第2条1(b)(iii))に当たるといえ、逆に、それ以外の場合においてまで、団体等について「外国等」と同様の取扱いをする必要はないからである。

2 第1項について

- (1) 本項は、外国等が、その有する財産に対する保全処分又は民事執行の手續から免除されない場合のうち、外国等が当該保全処分又は民事執行に対して明示的に同意した場合を規定している。

なお、外国等の有する財産に対する保全処分又は民事執行も裁判権の行使に当たるところ、これを原則としてすることができないということは第4条で明記されているため、条約第18条（第19条）柱書の本文に対応する規定は置かないこととした。

(2) 第2号について

条約第18条（第19条）(a)(ii)の"arbitration agreement"を直訳すると、「仲裁合意」となるが、我が国の仲裁法において、「仲裁合意」とは、当事者間の紛争の解決を仲裁人の判断にゆだね、当事者が仲裁判断に服する旨の合意のことをいうものとされている（仲裁法第2条第1項参照）。

しかし、前記の"arbitration agreement"は、保全又は執行免除の放棄の合

意といった我が国の仲裁法にいう「仲裁合意」には含まれない内容を含むものと考えられるから、本号では「仲裁に関する合意」としたものである。

したがって、本号の「仲裁に関する合意」とは、紛争当事者が紛争を仲裁に付する旨の合意に付属して保全又は執行免除の放棄を合意するものを指す。

(3) 第4号の「紛争が生じた後に」について

外国等と当該外国等の有する財産に対する保全処分又は民事執行の手続を申し立てた相手方との間で当該保全処分又は民事執行に係る権利関係に関して両者の意向に相違が生じた時点以降が、「紛争が生じた後に」に当たると考えられる。

なお、「紛争が生じた後に」といえるか否かは、通知がなされるに至った経緯（通知がなされる以前の当事者間でのやりとり等）、通知がなされた際の事実関係（弁済期が経過していた等）及び通知がされた後の事実関係（外国等による通知後まもなく当該財産に対する保全命令又は強制執行の申立てがなされた等）から総合的に判断することとなると考えられる。

例えば、外国等が買主である売買契約において、代金の弁済期到来前に外国等が売主に対して履行期の延期を申し入れたが、売主が当該外国等に対して当該申入れを拒絶する旨の通知を行ったという場合には、これ以降になされた外国等の通知は、「紛争が生じた後に」の要件を満たすものと考えられる。

3 第2項について

本項は、外国等が本案の権利の実現のために指定し又は担保として提供した特定の財産がある場合には、当該外国等が当該財産に対する当該保全処分又は民事執行の手続から免除されないことを規定している。

例えば、外国等がその有する不動産に抵当権を設定した場合、当該外国等は、当該抵当権に基づく担保権実行の手続について裁判権から免除されない。また、外国等の有する財産に対する強制執行の手続における審尋期日において、当該外国等が、当該手続に係る執行債権を満足させるために

当該手続の対象となった財産とは別の財産を指定した場合、当該外国等は、当該指定に係る財産を対象として当該執行債権を満足させるために申し立てられた強制執行の手続について裁判権から免除されない。

4 第3項について

本項は、外国等が、自己に対する民事訴訟等について我が国の裁判権に服することについて同意したとしても、当該同意が、当該民事訴訟等を本案とする当該外国等の有する財産に対する保全処分又は当該民事訴訟等の判決等に基づく当該外国等の有する財産に対する民事執行についての同意までをも意味するものではないことを規定している。

第 18 条

(特定の目的に使用される財産)

第十八条 外国等は、当該外国等により政府の非商業的目的以外にのみ使用され、又は使用されることが予定されている当該外国等の有する財産に対する民事執行の手續について、裁判権から免除されない。

2 次に掲げる外国等の有する財産は、前項の財産に含まれないものとする。

一 外交使節団、領事機関、特別使節団、国際機関に派遣されている使節団又は国際機関の内部機関若しくは国際会議に派遣されている代表団の任務の遂行に当たって使用され、又は使用されることが予定されている財産

二 軍事的な性質を有する財産又は軍事的な任務の遂行に当たって使用され、若しくは使用されることが予定されている財産

三 次に掲げる財産であつて、販売されておらず、かつ、販売されることが予定されていないもの

イ 当該外国等に係る文化遺産

ロ 当該外国等が管理する公文書その他の記録

ハ 科学的、文化的又は歴史的意義を有する展示物

3 前項の規定は、前条第一項及び第二項の規定の適用を妨げない。

[趣旨]

本条は、条約第 19 条(c)及び第 21 条(1(c)を除く。)に準拠して、外国等が、当該外国等により政府の非商業的目的以外の目的のみに使用され、又は使用されることが予定されている当該外国等の有する財産に対する民事執行の手續について裁判権から免除されないこと等について定めるものである。

[解説]

1 第 1 項について

- (1) 本項は、外国等が、当該外国等により政府の非商業的目的以外にのみ使用され、又は使用されることが予定されている当該外国等の有する財産に対する民事執行の手続について、裁判権から免除されないことを規定している。
- (2) 条約第19条(c)の「政府の非商業的目的以外に (for other than government non-commercial purposes)」に対応する文言について

I L C コメンタリー等によれば、条約第19条(c)の "for other than government non-commercial purposes" との文言は、条約第16条1及び3の同文言と平仄を合わせて規定されたものとされている。そこで、条約第16条1及び3に対応する第15条第1項及び第3項において、"for other than government non-commercial purposes" に対応する国内法の文言として、「政府の非商業的目的以外に」と規定したことと平仄を合わせ、本項においても、"for other than government non-commercial purposes" に対応する文言として、「政府の非商業的目的以外に」と規定することとした。

本項の「当該外国等により政府の非商業的目的以外にのみ使用され、又は使用されることが予定されている当該外国等の有する財産」に該当するものとしては、外国等が有する商船であって我が国の港に寄港中のもの、外国等が有し我が国に所在する賃貸物件、外国等が売却目的で我が国に持ち込んだ美術品等が考えられる。他方、該当しないものとしては、外国等が我が国で開設している検疫事務所（検疫業務は、主権的な権能の行使に該当する業務と考えられる。）の土地建物及び当該事務所内の設備等が考えられる。

なお、「政府の非商業的目的以外にのみ」とは、政府の非商業的目的以外の目的とそれ以外の目的が並存している外国等の有する財産を排除する趣旨である。したがって、外国等が、主権的な権能の行使に該当する行為に使用する資金と日用品の購入（主権的な権能の行使に該当しない行為）のための資金を一つの口座に管理している場合、当該口座に係る預金債権は、「政府の非商業的目的以外にのみ」の要件を欠くため、本項の財産に該当しない。

- (3) 条約第19条(c)の「立証された場合」に対応する文言の要否について

て

91年の条約草案の条約第19条(c)に相当する部分には、(a)及び(b)と同様に、「立証された場合 (it has been established)」との文言はなかった。その後、条約第18条と第19条が分けて規定されることとなったが、その際、条約第18条(第19条)(a)及び(b)は、同じ表現が維持される一方、条約第19条(c)には、「立証された場合 (it has been established)」との文言が入れられた。しかし、(a)及び(b)と(c)とを別異に扱うべき特段の理由が議論された形跡はない。そうすると、(c)にだけ、「立証された場合 (it has been established)」との文言が入り、(a)及び(b)に当該文言が入らなかったことに特段の意味はないものと考えられる。

そこで、(a)及び(b)に「立証された場合 (it has been established)」という文言がないことと平仄を合わせて、本項には、これに対応する文言を置かないこととした。

- (4) 条約第19条(c)の「法廷地国の領域内にあること (the property … is in the territory of the State of the forum)」に対応する文言の要否について

条約第19条(c)の財産が「法廷地国の領域内にあること (the property … is in the territory of the State of the forum)」という要件については、日本法の下では当然のことである(日本の領域内の財産に対してしか民事執行をすることはできない。)ので、本項には、これに対応する文言を置かないこととした。

- (5) 条約第19条(c)ただし書に対応する規定の要否について

条約第19条(c)ただし書は、「ただし、そのような強制的な措置については、裁判手続の対象とされた団体と関係を有する財産に対してのみとることができる。」と規定している。また、条約第19条の規定に関する了解(本条約の附属書の一部)によると、ここでいう「団体」とは、独立した法人格を有する団体をいい、「団体と関係を有する財産」とは、このような団体に所有され、又は占有される財産よりも広範なものとして了解されると規定されている。

とすれば、日本法の下では、裁判手続の相手方が所有、占有等の関係

を有している財産以外の財産に対して当該裁判手続に基づいて民事執行をすることができないのは当然のことであるので、本項には、これに対応する規定を置かないこととした。

2 第2項について

(1) 本項は、第1項の規定が適用されない外国等の有する財産を規定している。

(2) 第1号について

ア 「外交使節団」について

「外交使節団」とは、我が国において派遣国を代表し、我が国政府と交渉を行う等の任務を遂行するために、我が国の同意を得て我が国の領域に設置される常駐の使節団をいう。例えば、各国の在本邦大使館がこれに該当する（外交関係に関するウィーン条約第1条、第2条及び第3条参照）。

イ 「領事機関」について

「領事機関」とは、我が国に所在する外国の総領事館及び領事館をいう（領事関係に関するウィーン条約第1条1(a)参照）。例えば、各国の在大阪総領事館がこれに該当する。

ウ 「特別使節団」について

「特別使節団」とは、外国を代表して特定の問題を交渉し、又は特定の任務を達成するため、我が国の同意を得て派遣される臨時の使節団をいう（特別使節団に関する条約第1条(a)）。

なお、我が国は、特別使節団に関する条約の締約国ではない。

エ 「国際機関に派遣されている使節団」について

「国際機関に派遣されている使節団」とは、派遣国である外国を代表するために、国際機関に派遣されている常駐の使節団をいう。例えば、各国の国際連合常駐代表部がこれに該当する。

オ 「国際機関の内部機関に派遣されている代表団」について

「国際機関の内部機関に派遣されている代表団」とは、派遣国である外国を代表するために、国際機関の内部機関に派遣されている代表団をいう。例えば、国際連合総会に派遣されている各国の代表団がこ

れに該当する。

カ 「国際会議に派遣されている代表団」について

「国際会議に派遣されている代表団」とは、派遣国である外国を代表するために、国際会議に派遣されている代表団をいう。例えば、我が国で開催された北海道洞爺湖サミット、気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3：京都会議）等の国際会議に派遣された各国の代表団がこれに該当する。

(3) 第2号について

「軍事的な性質を有する財産」とは、戦闘機、戦車のようにその性質上軍事に使用される財産がこれに該当する。

また、「軍事的な任務の遂行に当たって使用され、若しくは使用されることが予定されている財産」とは、その性質上直ちに軍事に使用されるということとはできない財産であるが、実際に軍の任務の遂行にあたって使用され、又は使用されることが予定されているものをいう。例えば、実際に軍の任務の遂行にあたって使用され、又は使用されることが予定されている財産であって、拳銃、催涙弾のように軍事のほか公安活動においても使用されうるもの、実際に軍の任務の遂行にあたって使用され、又は使用されることが予定されている財産であって、事務机のように事務一般にも使用されうるもの等がこれに該当する。

(4) 第3号について

ア 同号イについて

動産であるか、不動産であるかを問わず、また、公開、非公開を問わず、当該外国等の文化が反映された文化遺産がこれに該当する。例えば、オーストリア政府が、我が国の国立西洋美術館で開催されるクリムト展に出展するために貸し出したオーストリアが有するクリムト（オーストリア人）の絵画がこれに該当する。

イ 同号ロについて

「公文書その他の記録」とは、公文書館法第2条の「公文書その他の記録」と同義である。すなわち、

「『公文書』とは、公務員がその職務を遂行する過程で作成する記録を、『その他の記録』とは、公文書以外のすべての記録をいい、また、これらすべての媒体については、文書、地図、図面類、フィルム（スライド、映画、写真、マイクロ等）、音声記録、磁気テープ、レーザーディスク等そのいかなるかを問わないものである。したがって、『その他の記録』には、古書、古文書その他私文書も含まれることとなる。」（公文書館法の解釈の要旨（昭和63年6月1日総理府））

よって、現用の私文書も「その他の記録」に含まれると考えられる。

なお、本号ロの例としては、米国政府が、同国国立公文書館に保管している独立宣言の原本を我が国の国立公文書館に貸し出した場合における当該原本が挙げられる。

ウ 同号ハについて

対象物の科学的、文化的又は歴史的意義が当該対象物を有する外国等のそれである必要がない点及びこれらの意義が文化遺産の程度に達している必要がない点において、同号イよりも要件が緩和されている。

もっとも、対象物が展示され得る物である必要があるという点において、同号イよりも要件が加重されている。例えば、ロシア政府が、我が国の国立西洋美術館で開催されるルノワール展に出展するために貸し出したロシアが有するルノワール（フランス人）の絵画が挙げられる。

3 第3項について

本項は、第2項で掲げられた外国等の有する財産であっても、外国等が、当該財産に対する保全処分又は民事執行をすることに明示的に同意し（第17条第1項）、又は当該財産を担保として提供する等した場合（第17条第2項）には、当該保全処分又は民事執行を行うことができることを注意的に規定している。

第 19 条

(外国中央銀行等の取扱い)

第十九条 日本国以外の国の中央銀行又はこれに準ずる金融当局（次項において「外国中央銀行等」という。）は、その有する財産に対する保全処分及び民事執行の手続については、第二条第一号から第三号までに該当しない場合においても、これを外国等とみなし、第四条並びに第十七条第一項及び第二項の規定を適用する。

2 外国中央銀行等については、前条第一項の規定は適用しない。

[趣旨]

本条は、条約第 21 条 1 (c) の趣旨にかんがみ、外国中央銀行等が明示的に同意した場合（第 17 条第 1 項）、又はその有する財産を担保として提供する等した場合（第 17 条第 2 項）を除き、その有する財産に対する保全処分及び民事執行をすることができないこと（第 4 条）を定めるものである。

[解説]

1 第 1 項について

(1) 本項を設ける理由について

条約第 21 条 1 は、「国」の有する財産のうち条約第 19 条 (c) に該当するものとは認められない財産を列挙している。そして、条約第 21 条 1 (c) には、そのような財産として、「国の中央銀行その他金融当局の財産」が掲げられている。そうすると、「国の中央銀行その他金融当局」が条約第 2 条 1 (b) の規定により「国」に該当する場合のみ、条約第 21 条 1 (c) が適用されるようにも読めてしまう（注）。

しかし、起草過程等を踏まえれば、条約第 21 条 1 (c) は、「国の中央銀行その他金融当局」が条約第 2 条 1 (b) により「国」に該当するかどうかを問わず（条約第 18 条（第 19 条）(a) 又は (b) に該当する事実がない限り）、その有する財産に対する強制的な措置はとられてはならな

いとす趣旨の規定であると考えられる。

そこで、この趣旨を表すため、本条を設けることとした。

(注) 外国とは別個の法人格を有する団体等の有する財産に対する保全処分又は民事執行の手續における第2条第3号の「外国等」の判断方法については、第17条の〔解説〕1を参照。外国中央銀行等がその所属する外国とは別個の法人格を有する場合、その有する財産に対する保全処分又は民事執行の手續において「外国等」に該当しない場合が起こり得る。例えば、外国中央銀行等が資産運用のために我が国にプールしている資金に対する仮差押えの手續においては、当該外国中央銀行等は、「外国等」に該当しないものと考えられる。なぜなら、当該資金は、当該外国中央銀行等がその所属する外国から与えられている主権的な権能を行使する権限の範囲内の行為に使用され、又は使用されることが予定されているとはいえないと考えられるからである。

(2) 本項は、外国中央銀行等が第2条第1号から第3号までの「外国等」の定義に該当しない場合でも、その有する財産に対する保全処分及び民事執行の手續に関しては、これを「外国等」とみなし、当該外国中央銀行等が明示的に同意した場合（第17条第1項）、又はその有する財産を担保として提供する等した場合（第17条第2項）を除き、当該外国中央銀行等の有する財産に対する保全処分及び民事執行をすることができないこと（第4条）を規定している。

(3) 「日本国以外の国の中央銀行又はこれに準ずる金融当局」について

上記文言は、条約第21条1(c)の"the central bank or other monetary authority of the State"に対応する。

「日本国以外の国の中央銀行」の例としては、中国人民銀行、韓国銀行等が挙げられる。

また、起草過程等を踏まえれば、"monetary authority"とは、中央銀行と同様の機能を遂行する主体であって、中央銀行との名称が付されていないものをいうものと解される。そして、中央銀行の機能としては、一

般に、「発券銀行」（銀行券を発行する銀行であること）、「銀行の銀行」（企業及び個人との取引を行わず，政府のほかは専ら金融機関とのみ取引を行う銀行であること）及び「政府の銀行」（政府との預金取引，国庫事務，国債事務，外国為替事務等を行う銀行であること）の3つが挙げられる。よって，中央銀行との名称が付されていない外国の金融当局のうち，上記のような中央銀行の機能を遂行するものが「これに準ずる金融当局」に該当すると考えられる。具体的には，香港金融管理局，サウジアラビア通貨庁等がこれに該当するものと考えられる。

2 第2項について

本項は，外国等に該当する外国中央銀行等について，第18条第1項の適用がないことを規定している。

よって，外国等に該当する外国中央銀行等の有する財産に対する保全処分及び民事執行は，当該外国中央銀行等が明示的に同意した場合（第17条第1項），又はその有する財産を担保として提供する等した場合（第17条第2項）を除き，することができない（第4条）。

第三章 民事の裁判手続についての特例

第20条

(訴状等の送達)

第二十条 外国等に対する訴状その他これに類する書類及び訴訟手続その他の裁判所における手続の最初の期日の呼出状（以下この条及び次条第一項において「訴状等」という。）の送達は、次に掲げる方法によりするものとする。

一 条約その他の国際約束で定める方法

二 前号に掲げる方法がない場合には、次のイ又はロに掲げる方法

イ 外交上の経路を通じてする方法

ロ 当該外国等が送達の方法として受け入れるその他の方法（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）に規定する方法であるものに限る。）

2 前項第二号イに掲げる方法により送達をした場合においては、外務省に相当する当該外国等（国以外のものにあつては、それらが所属する国）の機関が訴状等を受領した時に、送達があつたものとみなす。

3 外国等は、異議を述べないで本案について弁論又は申述をしたときは、訴状等の送達の方法について異議を述べる権利を失う。

4 第一項及び第二項に規定するもののほか、外国等に対する訴状等の送達に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

[趣旨]

本条は、条約第22条に準拠して、訴状等の送達方法等について定めるものである。

[解説]

1 第1項について

(1) 本項は、「訴状その他これに類する書類及び訴訟手続その他の裁判所

における手続の最初の期日の呼出状」(訴状等)の送達方法について定めるものである。本条は、条約第22条に準拠した条文であるところ、条約第22条は、条約第23条の欠席判決をするための前提としての送達方法を定めているものであり、国が応答する機会を失い、不利益を被らないために、「裁判手続を開始する文書」を条約第22条1に定める方法により送達することを定めているものと解される。

そうすると、我が国の裁判手続においては、訴状が条約第22条1の「裁判手続を開始する文書」に該当すると考えられる(民事訴訟法第138条参照)。

加えて、上記のとおり条約第22条の趣旨からすれば、欠席判決が出されるような場合でなくとも、外国等呼び出して応答の機会を確保することを念頭に置いている手続が条約第22条1の「裁判手続」に含まれると考えられ、条約第22条1の「裁判手続を開始する文書」は、訴状以外に、例えば、民事保全手続で審尋をする場合の最初の審尋期日の呼出状や申立書を送達する場合にはこれらも含まれると考えられる。

したがって、本項において、条約第22条1の「呼出状その他の裁判手続を開始する文書」に対応する文言として、「訴状その他これに類する書類及び訴訟手続その他の裁判所における手続の最初の期日の呼出状」と定めたものである。

もつとも、訴状以外の申立書及び最初の訴訟手続その他の裁判所における手続の期日の呼出状については、本項によって送達が義務付けられるものではなく、あくまでも送達をする場合の方法を定めたものである。

(2) 第1号について

本項第1号は、訴状等の送達について、「条約その他の国際約束」で定める方法があれば、それに従って送達することを規定している。ここでいう「条約その他の国際約束」には、民事訴訟手続に関する条約(昭和45年条約第6号・民訴条約)、民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約(昭和45年条約第7号・送達条約)のほか、外国等に対する送達方法も定めたものであると解される限り、二国間条約等も該当する。

したがって、民訴条約や送達条約の締約国に対して訴状等の送達をする場合には、民訴条約や送達条約に定める方法により送達をすることとなる。

(3) 第2号について

本項第2号は、第1号に規定する方法がない場合には、外交上の経路を通じてする方法（イ）か、当該外国等が送達の方法として受け入れるその他の方法（ロ）で、送達をすることを規定している。

ここで、「当該外国等が送達の方法として受け入れるその他の方法」とは、送達条約等の締約国でない外国の個別の応諾により、中央当局送達類似の方法により送達する場合や、外国が在日大使館に対する郵便による送達方法を明示的に同意している場合が考えられる。ただし、その場合であっても、民事訴訟法の送達に関する規定による方法によらなければならない。

- (4) 条約第22条1は、送達の方法として本項第1号、第2号に相当する規定のほかに、「申立人と当該国との間の送達のための特別の合意に基づく方法。ただし、法廷地国の法令によって禁止されていない場合に限る。」（条約第22条1(b)）を送達の方法として認めている。しかし、我が国の民事訴訟法においては、送達は、裁判所が職権で行うことが原則であり（民訴法第98条第1項）、原告と被告である当該外国等との間の送達のための特別の合意によって送達の方法を定めることは認めていない。したがって、条約第22条1(b)に対応する規定を設ける必要はない。

2 第2項について

本項は、第1項第2号イに定める外交上の経路を通じてする送達の場合においては、外務省に相当する当該外国等の機関が当該文書を受領した時に、送達があったものとみなすものとし、外交上の経路を通じてする送達の効力発生時期を擬制する規定である。

3 第3項について

本項は、外国等が異議を述べないで本案について弁論又は申述をした場合には、送達の方法について異議を述べる権利を失うことを定める規定で

ある。

したがって、訴状等の送達を第1項の規定に従わずにした場合であっても、当該外国が、異議を述べないで本案について弁論又は申述をした場合には、送達方法について、その後は異議を述べることができなくなる。

なお、条約第22条4は、「1又は3の規定に適合していなかった旨を主張することができない」と定めるところ、条約第22条1は、「…送達は、次の方法によって行う。」と定めており、「送達」である以上、条約第22条1(a)から(c)までの方法について規定しているのみならず、国内法上送達が有効とされることも前提としている。そのため、条約第22条4の「1又は3の規定に適合していなかった旨を主張すること」には、条約第22条1(a)から(c)までの方法がとられなかったこと、翻訳文が必要な場合なのに添付していなかったことだけでなく、国内法上「送達」の有効要件を満たしていないということを主張することも含まれていると考えられるのであり、「送達の方法について異議を述べる」と同義であることから、本項のとおり規定したものである。

4 第4項について

条約第22条3は、「必要があるときは、1に規定する国の公用語（公用語が二以上あるときは、そのうちの一）による訳文を付する」と規定するが、「必要があるとき」とは、訳文添付が客観的事情から「必要」とされる場合、すなわち、日本語以外の公用語を用いており、日本語を理解しないであろうと考えられる場合が該当すると解される。

したがって、外国等に対して訴状等を送達する場合には、原則として、訳文添付が条約第22条3でいう「必要があるとき」であると考えられる。

さらに、条約第22条3は、公用語が複数ある場合には、そのうちの1つに翻訳すればよいと定めるものであることから、この点も確保する必要がある。

したがって、訳文に関する規定は必要と考えられるが、他方、民訴条約、送達条約の実施法である、民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に関する法律（昭和45年法律第115条）は、民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に関する規則

（昭和45年最高裁判所規則第6号）に翻訳文に関する事項も含め委任していることに照らすと、本法案においても、具体的な規定に関しては、最高裁規則に委任することが適切であると考えられることから、送達手続に関して、最高裁規則への委任規定を定めたものである。

第 2 1 条

(外国等の不出頭の場合の民事訴訟法の特例等)

第二十一条 外国等が口頭弁論の期日に出頭せず、答弁書その他の準備書面を提出しない場合における当該外国等に対する請求を認容する判決の言渡しは、訴状等の送達があった日又は前条第二項の規定により送達があったものとみなされる日から四月を経過しなければならない。

2 前条第一項及び第二項の規定は、前項に規定する判決についての判決書又は民事訴訟法第二百五十四条第二項の調書(次項及び第四項において「判決書等」という。)の当該外国等に対する送達について準用する。

3 前項に規定するもののほか、判決書等の送達に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

4 第一項に規定する判決に対して外国等がする上訴又は異議の申立ては、民事訴訟法第二百八十五条本文(同法第三百十三條(同法第三百十八條第五項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)又は第三百五十七條本文(同法第三百六十七條第二項において準用する場合を含む。)若しくは第三百七十八條第一項本文の規定にかかわらず、判決書等の送達があった日又は第二項において準用する前条第二項の規定により送達があったものとみなされる日から四月の不変期間内に提起しなければならない。

[趣旨]

本条は、条約第 2 3 条に準拠して、外国等が口頭弁論期日に不出頭の場合の取扱いを定めるものである。

[解説]

1 条約第 2 3 条の"default judgment"は、当事者の一方が答弁を提出しない、裁判所の指示に従わない、期日に出頭しない等の懈怠をした場合に制裁として出される敗訴判決のみならず、我が国でいう、いわゆる「欠席判決」

(民事訴訟法第159条第3項本文により請求原因事実を自白したものとみなして認容判決をするもの)のみならず、訴状が公示送達され、外国等が不出頭の場合に、原告の請求を認容する判決も含むと解される。

したがって、条約第23条に対応する規定を置くこととしたものである。

2 本条の内容

(1) 第1項について

本項は、外国等が口頭弁論期日に出頭せず、答弁書その他の準備書面も提出しない場合に、民事訴訟法第159条第3項本文により請求原因事実を自白したものとみなして、原告の請求を認容する判決をする場合(及び外国に対して公示送達による呼出しをした場合の原告の請求を認容する判決をする場合)の要件を定めるものである。

条約第23条1は、"default judgment"をするための要件として、

- ① 訴状等の送達について、条約第22条1及び3に定める要件が満たされたこと
- ② 条約第22条1の規定に従った訴状等が送達があった日、又は同条3の規定により送達があったとみなされる日から4か月以上の期間が経過したこと
- ③ 本条約が当該裁判所による裁判権の行使を禁止していないことを定めている。

しかし、我が国の民事訴訟法においては、訴状が被告に送達されなければ、第1回口頭弁論期日を開くことはできず(民事訴訟法第138条第1項参照)、また、その場合の訴状等の送達は有効にされたものである必要がある。そのため、有効な訴状等の送達がされた場合には、条約第22条3に定める要件も満たしている。

したがって、①に対応する規定を置くことは特段必要ないため、規定を置いていない。

また、③の要件について、裁判権の存在は訴訟要件であり、本案判決をする前提条件であることから、特段、③に相当する規定を置く必要はない。

以上より、本項においては、国内法として規定が必要な②の要件に相

当する規定を定めたものである。

(2) 第2項について

本項は、第1項の判決をした場合の判決書又は民事訴訟法第254条第2項の調書（いわゆる調書判決の場合の調書）の送達方法について、前条第1項の規定に従った方法によって送達すべきことを規定するものである。

条約第23条2は、「欠席判決の写し」を「送付する（shall be transmitted）」と定めるが、我が国の民訴法においては、判決書等は送達する必要があるため（民事訴訟法第255条第1項）、「送達する」と規定するものである。

(3) 第3項について

本項は、判決書の送達の方法について、最高裁判所規則へ委任する規定である。条約第23条2は、判決書の訳文について、条約第22条3と同様の規定を置いていることから、前条第4項と同様に、判決書の訳文については、最高裁判所規則に委任することとしたものである。

(4) 第4項について

本項は、第1項の規定による判決をした場合に、外国等の不服申立期間の特例を規定するものである。

条約第23条3は、欠席判決の取消しを求める申立ての期限は、4か月を下回らないものとし、判決の写しを受領した日、又は受領したとみなされる日から起算すると規定しているところ、我が国の民事訴訟法上、「欠席判決の取消しを求める申立て」とは、控訴だけでなく、上告及び上告受理の申立て、手形訴訟、小切手訴訟及び少額訴訟における異議の申立てが含まれると解される（以下、これらを「判決に対する上訴等」という。）。そして、判決に対する上訴等の期間はいずれも2週間の不変期間とされているため（民事訴訟法第285条本文（同法第313条（同法第318条第5項で準用する場合も含む。）で準用する場合も含む。）、第357条本文（同法第367条第2項で準用する場合を含む。）及び第378条第1項本文）、判決に対する上訴等の期間の特例として、4か月間と規定するものである。

第 2 2 条

(^{こう}引及び過料に関する規定の適用除外)

第二十二條 外国等については、民事の裁判手続においてされた文書その他の物件の提出命令、証人の呼出しその他の当該裁判手続上の命令に従わないことを理由とする^{こう}引及び過料に関する民事訴訟法その他の法令の規定は、適用しない。

[趣旨]

本条は、条約第 2 4 条に準拠して、民事の裁判手続においてされた文書その他の物件の提出命令、証人の呼出しその他の当該裁判手続上の命令に従わないことを理由とする^{こう}引及び過料に関する規定を、外国等に対して適用しないことを定めるものである。

[解説]

1 条約第 2 4 条 1 は、裁判手続のために特定の行為を行い、又は行うことを差し控えること等を命じる裁判所の命令に国が従わなかった場合に、当該事件の本案における事実認定等に関して考慮することは認めるが、裁判所の命令に従わなかったことを理由としていかなる不利益も課してはならないことを定めるものである。すなわち、我が国の民事訴訟手続についてみれば、被告である外国等に対する文書提出命令に当該外国等が従わなかった場合に、文書の記載に関する申立人の主張を真実と認めること（民事訴訟法第 2 2 4 条第 1 項）は、条約第 2 4 条 1 で禁止される制裁には該当しない。他方、所持者たる外国等が第三者である場合に、外国等に対する文書提出命令に対して外国等が従わなかった場合の制裁である、20 万円以下の過料の制裁については課すことができないこととなる。

そうすると、条約第 2 4 条 1 で規定する内容のうち、刑事罰以外の制裁の適用除外の規定のみを定めれば十分である。我が国の法制上、刑事罰以外の制裁としては過料のみと考えられるが、条約第 2 4 条 1 の趣旨に照ら

せば、正当な理由なく出頭しない証人の勾引の規定についても適用してはならないと考えられるため、勾引及び過料に関する規定の適用除外のみを定めたものである。

2 本条は、民事の裁判手続においてされた当該裁判手続上の命令に従わなかった場合に、そのことを理由とする勾引及び過料の規定を適用できないことを定めるものであるところ、民事訴訟法中問題になり得るものとしては、例えば同法第192条第1項（証人の不出頭に対する過料）、第194条第1項（勾引）、第225条第1項（第三者が文書提出命令に従わない場合の過料）、第229条第5項、第232条第2項（検証物提示命令に従わない場合の過料）等が考えられる。

3 条約第24条2に対応する規定の要否

条約第24条2は、被告である外国等に対して訴訟費用の支払を保証するための担保、保証金等の支払を命ぜられることはないことを定める。ここで、条約第24条2の「訴訟費用（costs）」については、我が国においては、民事訴訟費用等に関する法律でいう「費用」であると解される。

そうすると、我が国においては、原告、申立人に対して、訴訟費用（申立費用）の支払を保証するための担保等の支払を命ずることはあるが、被告に対して訴訟費用の支払を保証するための担保等の支払を命ずるという制度はないため、特段の規定は必要ないことから、条約第24条2に対応する規定は置かなかつたものである。

附則

附則第1項

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

[趣旨]

本条は、施行期日について定めるものである。

[解説]

本条は、施行期日を公布の日から起算して1年を超えない範囲内で政令で定める日とするものである。

附則第2項

(経過措置)

- 2 この法律の規定は、次に掲げる事件については、適用しない。
 - 一 この法律の施行前に申立てがあり、又は裁判所が職権で開始した第五条第一項に規定する裁判手続に係る事件
 - 二 この法律の施行前に申立てがあり、又は裁判所が職権で開始した外国等の有する財産に対する保全処分及び民事執行に係る事件

[趣旨]

本項は、本法制定における経過措置について定めるものである。

[解説]

- 1 本項は、経過措置として、本法の施行前に申し立てがあり、又は裁判所が職権で開始した事件については、本法を適用しないとするものである。

本項の「事件」とは、第5条第1項に規定する裁判手続又は外国等の有する財産に対する保全処分若しくは民事執行の手続であって、各手続の開始から確定までのものをいう。
- 2 第1号について

例えば、本法の施行前に訴えが提起され、本法の施行後に第一審の判決が出されたが控訴されたという場合には、第一審及び第二審の訴訟手続ともに、第1号の「この法律の施行前に申立て」があった「第五条第一項に規定する裁判手続に係る事件」に当たる。

これに対して、再生手続から破産手続への牽連破産の場合、当該再生手続と当該破産手続とは、一連の裁判手続とはいえない。よって、本法の施行前に再生手続開始の申立てがあったが、本法施行後に再生手続の終了に伴う職権による破産手続開始の決定（民事再生法第250条）があった場合には、当該再生手続は、第1号の「この法律の施行前に申立て」があった「第五条第一項に規定する裁判手続に係る事件」に当たるが、当該破産

手続は、「この法律の施行前に」「裁判所が職権で開始した第五条第一項に規定する裁判手続に係る事件」には当たらない。

3 第2号について

例えば、再生手続開始又は更生手続開始の申立てが棄却された場合において、この法律の施行前に、職権による破産手続の開始前の保全処分の決定がなされた場合（民事再生法第251条第1項第1号、会社更生法第253条第1項第1号）における当該保全処分事件は、「この法律の施行前に」「裁判所が職権で開始した外国等の有する財産に対する保全処分」「に係る事件」に当たる。